

# 給付のしくみ

## 加入者期間によって給付が異なります

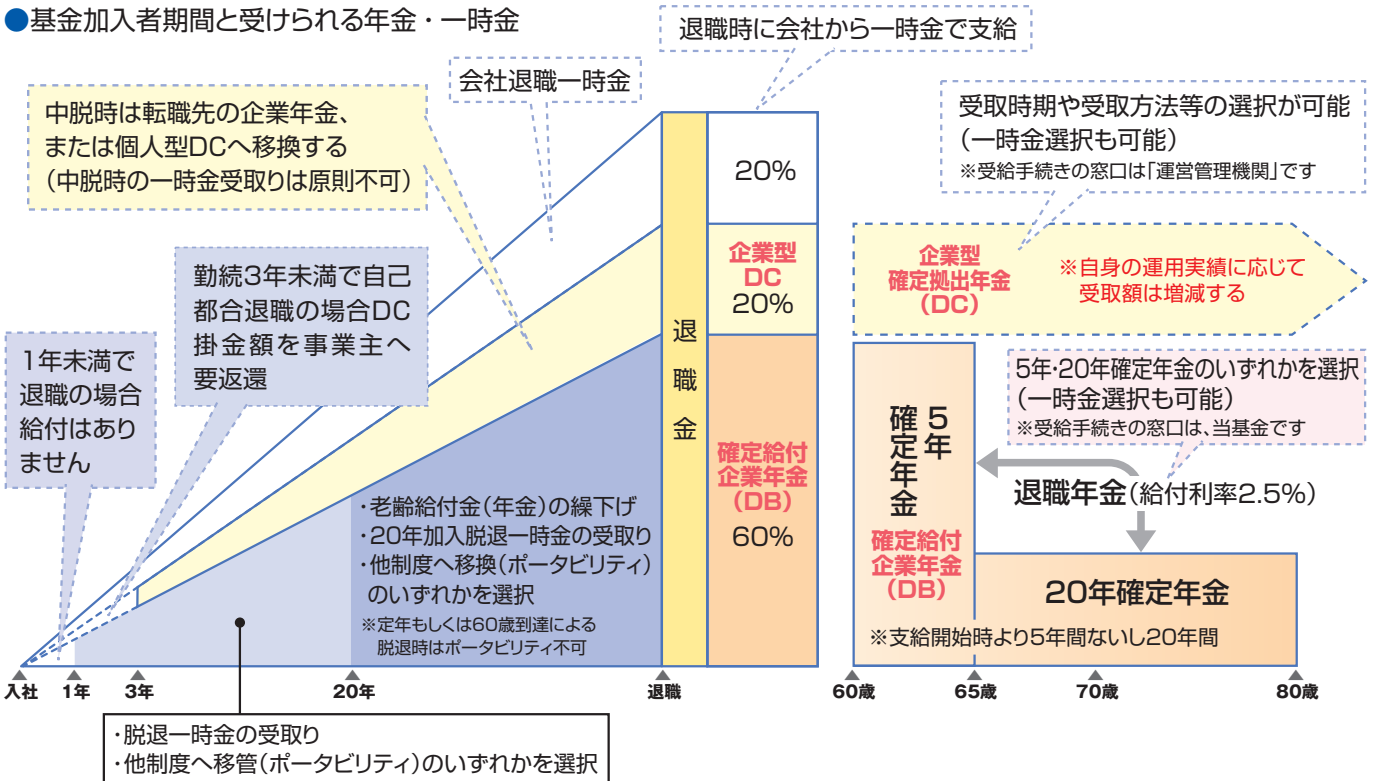
加入者期間(勤続期間)が20年以上の場合は、老齢給付金(年金)か20年加入脱退一時金が受けられ、20年未満の場合は、脱退一時金が基金から受けられます。勤続1年未満の場合は給付はありません。

また、50歳未満で加入3年未満・自己都合で脱退(退職)する場合は、給付はありません。

加入者期間1年以上の人が不幸にして亡くなられた場合、ご遺族に遺族給付金(一時金)が支給されます。

なお事業主が実施するDCは、60歳～70歳までの任意の時期に受取時期や受取方法(年金と一時金の割合、年金の受取期間など)などを選択して給付を受けることができます。また、中途脱退時は、原則、一時金の受取はできません。退職時点の積立金を転職先の企業年金制度または個人型確定拠出年金へ移換する必要があります。

### ●基金加入者期間と受けられる年金・一時金



## 老齢給付金(年金と一時金の割合を選択できます)

老齢給付金(年金)は、基金に20年以上加入し、脱退した人が60歳になったとき、または1年以上加入し定年退職になったときに、その翌月から受けられます。

### 基準給与A・B

基準給与は、ポイント制対象者の給付額算定の基礎となるもので、退職時の累計ポイント×10,000円で算出されます。入社当初は基準給与A(自社)のみですが、グループ会社間の異動があると基準給与AがB(前社)に置き換わり、転入日以降の分が、新たな基準給与A(自社)に変化します。(A→A+B)

自己都合で退職した場合には退職金が減額されますが、グループ会社間で異動後自己都合退職の場合、前社分の基準給与Bについては自己都合退職でも退職金が削減されません。(P17参照)

**退職年金** 5年または20年間の確定年金です。5年または20年間のどちらかを選択します。

#### ■5年確定年金型

$$\text{退職年金月額} = \left( \text{基準給与A} \times \text{加入者期間に応じた給付} + \text{基準給与B} \times 0.01067 \right) \times \text{年齢に応じた据置乗率} \times \text{年金選択割合}$$

(規約別表第4-1) (規約別表第5)

#### ■20年確定年金型

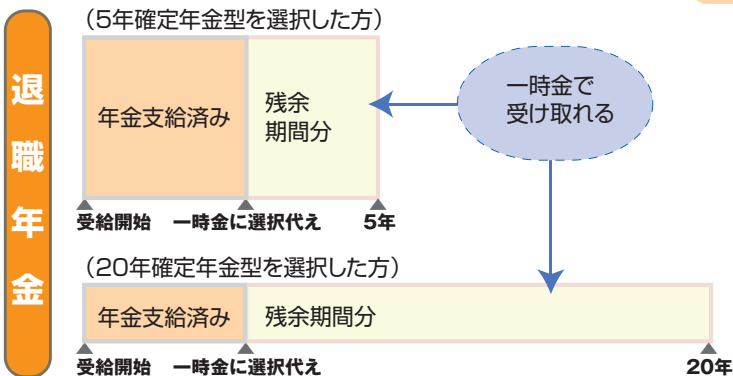
$$\text{退職年金月額} = \left( \text{基準給与A} \times \text{加入者期間に応じた給付} + \text{基準給与B} \times 0.00318 \right) \times \text{年齢に応じた据置乗率} \times \text{年金選択割合}$$

(規約別表第4-2) (規約別表第5)

## 年金に代えて受けられる一時金

老齢給付金を年金で受ける代わりに「一時金」で受けることもできます。

年金で受け始めた場合でも残余期間分については一時金で受けることも可能です。



### ●受けられる一時金額

$$\text{退職年金月額} \times \text{支給済期間に応じた退職年金の率} \times \text{一時金選択割合}$$

規約別表第6

100%・50%・25%



## 脱退一時金

### ●受けられる要件と一時金額

#### 脱退一時金

加入者期間が1年以上(50歳未満自己都合退職の場合は3年以上)20年未満である方が、加入者の資格を喪失したとき

$$\left( \text{基準給与A} \times \text{第2脱退一時金の給付率} \right) + \left( \text{基準給与B} \times 0.600 \right)$$

規約別表第8



#### 20年加入脱退一時金

加入者期間が20年以上である方が、60歳未満で加入者の資格を喪失したとき、または60歳までの据置期間中に一時金を申し出たとき

$$\text{標準年金月額に相当する額} \times \text{標準年金の20年加入脱退一時金給付率} \times \text{一時金選択割合}$$

規約別表第9

100%・50%・25%



## 遺族給付金

### ■受けられる要件

基金の加入者または加入者であった方が、次のいずれかに該当したとき、その方の遺族に一時金として支給されます。

- ① 加入者期間が1年以上である加入者が亡くなったとき
- ② 20年加入脱退一時金の受給権者であって、一時金の繰下げの申出をしている方(受給待期者)が亡くなったとき
- ③ 脱退一時金の受給権者(加入者期間が20年以上で60歳未満の20年加入脱退一時金受給権者も含む)であって、支給の繰下げの申出をしている方(退職金支給繰下げ者)が亡くなったとき

- ④ 老齢給付金の受給権者であって、年金の支給開始後保証期間を経過していない方が亡くなったとき

### ■受けられる遺族の範囲と順位

遺族給付金が受けられる遺族とは、次の順位になります。

- ① 配偶者
- ② 子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹
- ③ その他の遺族  
(亡くなった方に生計を維持されていた方のみ)

